

## 監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査、同条第5項の規定に基づく随時監査並びに同条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年 1月27日

山形市監査委員 玉 田 芳 和  
同 村 山 秀 幸  
同 渡 辺 元  
同 中 野 信 吾

記

### 1 定例監査

- (1) 監査の対象部課等 市民生活部 国民健康保険課  
健康医療部 生活衛生課、食肉衛生検査所  
福祉推進部 生活福祉課、福祉文化センター
- (2) 監 査 の 期 間 令和2年12月2日から令和3年1月25日まで
- (3) 監 査 の 範 囲 令和元年度の事務事業の執行状況
- (4) 監 査 の 結 果

部課等名	監査の結果
市民生活部 国民健康保険課	指摘する事項はなかった。
健康医療部 生活衛生課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 山形市動物愛護センターの施設管理において、消防法施行規則に定められた消防訓練を実施していなかった。
健康医療部 食肉衛生検査所	指摘する事項はなかった。
福祉推進部 生活福祉課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 山形市社会福祉協議会運営費補助金の交付事務において、交付決定伺に補助対象経費の記載がなかった。 2 山形市総合福祉センターの指定管理業務において、翌年度の事業計画書が指定する期日までに提出されていなかった。 3 元城西老人いこいの家の警備報告書において、機械警備のセット忘れの指摘があった。(12月～3月で3日3件)
福祉推進部 福祉文化センター	指摘する事項はなかった。

- (5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(7) 監査の方法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

2 随時監査

(1) 監査の対象部課等

市民生活部 市民課

(2) 監査の期間

令和2年12月2日から令和3年1月25日まで

(3) 監査の範囲

令和元年度の現金・金券の保管状況

(4) 監査の結果

部課等名	監査の結果
市民生活部 市民課	指摘する事項はなかった。

(5) 準拠基準

山形市監査基準

(6) 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(7) 監査の方法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

3 財政援助団体等監査

(1) 監査の対象団体等

監査対象団体	所管部課等	監査対象とした項目及び金額
大曾根さわやか荘福祉の会	福祉推進部 長寿支援課	山形市老人福祉センター（大曾根さわやか荘）の指定管理料 30,795,000円

(2) 監査の期間

令和2年12月2日から令和3年1月25日まで

(3) 監査の範囲

令和元年度の財政援助等に係る団体の出納その他の事務事業の執行状況及び所管部課等の事務の執行状況

(4) 監査の結果

団体及び所管部課等名	監査の結果
大曾根さわやか荘福祉の会 福祉推進部長寿支援課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 施設の管理において、消防計画に定める消防訓練を実施していなかった。（大曾根さわやか荘福祉の会） 2 時間外勤務手当の支給において、パートタイマー職員就業規則どおり計算されず、手当を多く支給しているものが

	<p>あった。</p> <p>なお、指定管理料は前金払で支払っているため、市からの支払額に影響はなかった。（大曾根さわやか荘福祉の会）</p> <p>3 施設の危機管理において、消防計画に定める消防訓練が計画通りに実施されていないにもかかわらず、検証せずに年度評価を行っていた。（長寿支援課）</p>
--	--

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

ア 団体（公の施設の指定管理者）に関する監査

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

イ 所管部課等に対する監査

監査対象団体に係る財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象団体及び所管部課から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。